平成２１年（フ）第２６４号
佐賀県佐賀市大財３丁目４番15号
債務者　成松　　幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
佐賀県佐賀市大和町川上2378番地２、住民票上の住所佐賀県佐賀市大和町大字尼寺871番地１
債務者　姉川　和文
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１号
宮城県気仙沼市岩月宝ケ沢282番地20
債務者　髙橋　京子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５０７号
千葉県柏市３丁目11番８号オーユーパレス柏503号
債務者　高見　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７０２号
千葉県我孫子市高野山467番地の３
債務者　岡田　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７１９号
千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目４番29号
債務者　油嶋　賢一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２０号
千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目４番29号
債務者　油嶋由美子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７３１号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目39番７
債務者　齊藤　泰志
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４４号
千葉県松戸市岩瀬437番地の２ヴェラハイツ松戸岩瀬606号
債務者　田村　祐治
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４５号
千葉県松戸市岩瀬437番地の２ヴェラハイツ松戸岩瀬606号
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４６号
千葉県我孫子市古戸198番地の７　201号
債務者　森田　孝雄
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７５２号
千葉県松戸市上本郷352番地の１京葉ハイツ303号
債務者　藤會由美子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９０号
岡山県井原市北山町126番地
債務者　川相　正和
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1471番地
債務者　白山ゆかり（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
山口県宇部市浜田３丁目２番２－１号
債務者　杉山　　等
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２０８号
北九州市小倉北区黄金１丁目９番１－406号
債務者　江藤　順司
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２２９号
福岡県遠賀郡水巻町古賀２丁目２番１－107号
債務者　大田　瑞子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４２号
北九州市小倉北区篠崎３丁目17番15号　岩田アパート
債務者　山田光栄こと　崔　　光栄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部